役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第　１　条　　この規程は、公益財団法人神野教育財団の定款第１３条及び定款第２７条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、支給の妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第　２　条　　この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　評議員とは、定款第１０条に基づき置かれる者をいう。

（３）　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

（４）　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）手数料などの経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第　３　条　　役員及び評議員には、報酬等を支給しない。

（費用の支払い）

第　４　条　　役員及び評議員には、費用を支払うことができる。

（費用の支払方法）

第　５　条　　役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担した費用は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

２　　前払いを要する費用については、概算で支払い、精算をするものとする。

（公表）

第　８　条　　当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

（改訂）

第　９　条　　この規程の改定は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第１０条　　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。